

平成20年8月6日

社会保障審議会障害者部会
部会長 潮谷 義子 様

障害者自立支援法の見直し等に向けた要望

全国身体障害者施設協議会
会長 伊藤 勇一

1. 障害者基本法においては、障害者福祉の増進の責務は国及び地方公共団体にあるとされており、その財源は税を基本とし公的責任を明確にするべきであります。併せて、重度障害者が安心してサービスを利用できるよう障害保健福祉関係予算の更なる拡充が極めて重要であります。
2. 昨今、介護・福祉人材の不足が深刻化するなかで、今般の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を踏まえ、人材の確保に向けた施策の推進及び、給与水準の引き上げを可能とする報酬の見直しが強く求められています。
3. 入所施設は地域福祉の推進における中核として位置づけられており、これまで果たしてきた役割を評価し、一層の機能強化が求められます。
4. また、障害者の自立生活を支えるためには、所得の確保が大前提であり、所得保障について、年金未受給者への対応を含め具体的な施策を講ずる必要があります。また、利用者負担については、その所得に応じた負担のあり方等について総合的に検討し、必要な対応を図ることが必要です。

このような基本的考え方の実現とともに、障害者自立支援法の施行状況をふまえ、以下の事項を要望いたします。

なお、具体的な見直しにあたっては、利用者及び事業者等の意見を十分に踏まえるとともに、関係者への丁寧な説明及び情報公開と適切な準備期間の設定等の措置を講じた上で、実施するようお願いいたします。

1. 報酬・基準に関する事項

(1) 平均障害程度区分に基づく基準・報酬の見直し

生活介護及び施設入所支援について、平均障害程度区分に基づく報酬算定とされているが、利用者の公平性の観点から、個々の障害程度区分に着目する仕組みに改めていただきたい。

(2)生活介護事業の報酬算定日数と報酬の見直し

① 障害者支援施設の実施する生活介護事業は、良質なサービス提供と必要とされる支援を曜日を問わず実施しており、報酬の算定日数については、施設入所支援同様「最大1ヵ月の日数」としていただきたい。また、この際の1日あたりの報酬単価については、現行の水準を維持していただきたい。なお、利用者の入院時に一定の支援を行っている場合には、報酬の算定を行っていただきたい。

② 定員区分の見直し

小規模な事業所・施設が引き続き地域の福祉ニーズに応じて、安定的、継続的に経営することが可能となるよう、サービス費における定員区分「40人以下」の報酬を抜本的に見直していただきたい。

③ 生活介護事業における送迎経費の報酬への反映

通所によるサービス利用を保障するため、生活介護事業における送迎経費を報酬に反映いただきたい。特に身体障害者の場合、送迎範囲は広域であり、複数の福祉車両による送迎等、その経費は大きくなっている。

④ 専門的な支援体制に係る報酬体系の創設

より機能の高い専門的な支援体制を構築する観点から、事業指定基準に加えて、①理学療法士、作業療法士等の機能訓練に係る専門職を配置している場合、②常勤医師、看護師等の医療提供に係る専門職を配置している場合、その配置を実際に担保する報酬体系を創設いただきたい。なお、栄養管理体制加算について、定員40名以下の施設においても適切な配置を前提として算定可能としていただきたい。

(3)施設入所支援等の充実

施設入所支援においては、朝食・夕食時、就寝・起床時の介護のほか、入浴の提供等、生活上の様々な支援を行っていることを適切に評価し、報酬を引き上げていただきたい。また、円滑な地域移行等に向けた支援を行う観点から経過措置対象者に係る報酬についても引き上げていただきたい。

(4)短期入所支援の充実

短期入所支援については、「生活介護+施設入所支援」の報酬に比較してその報酬が低く、また、利用者のニーズに応じた柔軟な利用形態を実現する観点から、日中と夜間を分離した報酬体系とし、生活介護サービス費等の算定を可能とするとともに、(3)を踏まえ施設入所支援部分に係る報酬を設定していただきたい。また、「初期加算」、「重度障害者支援加算」、「栄養管理体制加算」等の生活介護及び、施設入所支援における加算についても適用の対象としていただきたい。

なお、サービス利用を保障するために、旧法制度同様に送迎加算(片道186単位)を改めて創設していただきたい。

(5)旧法施設支援に係る報酬水準の維持

旧法施設支援に係る報酬については、現行の指定旧法支援施設と同等の水準を経過措置期間中にわたり維持していただきたい。

(6)人員欠如減算算定の柔軟な取り扱い

福祉人材の不足が深刻化するなか、人員欠如減算の算定においては、柔軟な取り扱いにご配慮いただきたい。

2. 制度に関する事項

(1) 障害者支援施設等における医療的ケアへの対応

障害者支援施設及び旧法施設支援といった生活の場において、医療的ケアを受けながら生活することを望む利用者に対応するため、一定の医療的ケアについて、看護師の配置及び研修等を要件に介護職員による実施を認めていただきたい。

(2) 障害程度区分認定の見直し

個々の障害者の自立支援や生活支援の観点から、総合的に「支援の必要度」を把握するため、利用者の希望やニーズにもとづく「個別支援計画」やその策定にあたってのアセスメント項目等によって明らかになる、障害特性にともなう具体的な支援内容等を集積・類型化する方法について検討いただきたい。

(3) ケアホーム対象者の拡大等身体障害者の住まいの場の充実

3障害一元化による選択の確保や、「身体障害者の住まいの場の在り方に関する検討」の結果等を踏まえ、身体障害者のケアホームの利用を可能としていただくとともに、身体障害者の住まいの場の更なる充実を図っていただきたい。

(4) 自立訓練事業の利用期間の見直し

自立訓練事業の利用期間については、客観的な評価を条件として、利用期間の適切な延長を可能とし減算を行わない仕組みに改めていただきたい。

また、機能訓練事業の支給決定において、地域生活移行に向けた訓練の必要性を十分に認識いただくよう、市町村に周知いただきたい。

3. その他の事項

(1) 新事業・サービス体系への円滑な移行のための施設整備費等の拡充

新事業・サービス体系への円滑な移行のため、既存のハードの転換に関する施設整備・改修費及び、新事業移行に向けた新築に係る施設整備費については、継続的に確保していただきたい。

(2) 老朽改築等に係る施設整備費の充実・確保

住環境の改善及び安全確保のため、老朽改築等に係る施設整備費については、今後とも充実・確保を行っていただきたい。

(3) 冷暖房費の制度化等地域特性に配慮した報酬の設定

冷暖房経費を報酬積算に組み入れていただきたい。

(4) 報酬請求事務等に関する負担の軽減に対する配慮

新事業体系への移行へ向けた準備及び、報酬請求方法の変更等にもなう事務負担の著しい増加について、より一層の配慮をいただきたい。また、利用者負担上限額加算の算定要件を見直し、負担上限額管理の結果、上限を超えない場合であっても、その間に上限管理を行っていることを踏まえ、加算の対象としていただきたい。